



■民法改正法案のポイント

- ・第193回国会にて、平成29年5月26日、民法改正案が成立。6月2日に公布。公布から3年以内に施行される。
- ・120年ぶりの大改正（債権法）
- ・「瑕疵」という言葉が「契約不適合」に変わる
- ・各契約書式の見直しが必要に

■日時と場所

2017年8月24日（木）13:00～16:30

会場：三井住友海上火災保険株式会社  
岩手支店 セミナールーム

岩手県盛岡市大通3-3-10 七十七日生盛岡ビル7階

■お問合せ先

弁護士法人 匠総合法律事務所 東京事務所  
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-8 第2紀尾井町ビル6階  
TEL：03-5212-3931 FAX：03-5212-6070  
HP：http://takumilaw.com/

■受講料

1社あたり5,000円（税別）

■申込者特典

江副哲技術士兼弁護士への無料法律相談（8月25日大船渡市、26日盛岡市、要予約）実施  
※予約方法：東京事務所の熊井までTEL

■講師

弁護士 秋野 卓生  
弁護士 井上 雅之



弁護士 秋野 卓生

■主催・後援

主催：弁護士法人匠総合法律事務所  
後援：岩手建設工業新聞、岩手県建設業協会、  
岩手県建築士事務所協会

お申込はFAXで

■お申込みセミナー

民法改正法案が建設業界・設計業界に与える影響

8月24日（木）13:00～16:30

下記事項をご記入の上、FAX送信してください。FAX：03-5212-6070

申込日 年 月 日

貴社名		名刺貼付欄	
ご住所 〒			
部署名	役職	担当者名	
TEL	FAX	E-mail	